

長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例ほか5件の条例をここに公布する。

令和7年10月1日

長浜市長

浅見宣義

- | | |
|-----------|--|
| 長浜市条例第29号 | 長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第30号 | 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第31号 | 長浜市診療所条例及び長浜米原休日急患診療所条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第32号 | 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第33号 | 長浜市生活文化交流施設条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第34号 | 長浜市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |

長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例

長浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成18年
長浜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第15条の3及び第15条の4を削る。

第17条の次に次の3条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、長浜市職員の育児休業等に関する条例（平成18年長浜市条例第31号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 長浜市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければ

ばならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 長浜市職員の育児休業等に関する条例（平成18年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法」を「育児休業法」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第14条中「同法」を「育児休業法」に改める。

第17条の表第12条第1項の項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」に改め、同表第16条第6項の項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

第20条の表第12条第1項の項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」に改め、同表第16条の4第1項の項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

第21条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第22条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、15分を単位として行うものとする。

第22条第2項中「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、15分を単位として行うものとする。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間

とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第24条（見出しを除く。）を次のように改める。

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

（長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年長浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「1日の勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の長浜市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

長浜市診療所条例及び長浜米原休日急患診療所条例の一部を改正する条例

(長浜市診療所条例の一部改正)

第1条 長浜市診療所条例（平成18年長浜市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「被扶養者等」の次に「（以下「被保険者等」という。）」を加え、同条第2項中「者」の次に「（以下「要介護認定者等」という。）」を加える。

第7条（見出しを除く。）を次のように改める。

第7条 被保険者等が第4条第1項第2号から第4号までの診療を受けるとき又は要介護認定者等が同条第2項の居宅介護サービスを受けるときは、被保険者等又は要介護認定者等であることの確認を受け、一部負担金を納付しなければならない。

第8条第1項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。）に基づき、」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）により」に改め、同条第2項中「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号。）を「介護保険法第41条第4項及び第53条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準（」に改め、同条第3項第1号中「（平成20年厚生労働省告示第59号）」を削る。

(長浜米原休日急患診療所条例の一部改正)

第2条 長浜米原休日急患診療所条例（平成21年長浜市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

休日診療所において診療を受けた者は、診療に要した費用を納付しなければならない。この場合において、納付すべき額及びその算定方法は、長浜市診療所条例（平成18年長浜市条例第100号）第7条及び第8条の規定を準用する。

第6条中「徴収する」を「納付しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月2日から施行する。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表常喜本庄地区農業集落排水処理施設の項及び賀・小今地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

長浜市生活文化交流施設条例の一部を改正する条例

長浜市生活文化交流施設条例（平成18年長浜市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条の表虎姫時遊館の項を削る。

別表第1 虎姫時遊館の項を削る。

別表第2 虎姫時遊館の項を削る。

別表第3 中

「

施設名	区分	単位	使用料
養蚕の館	多目的ホール	1 時間	7 0 0 円
	研修室		4 0 0 円
	和室		4 0 0 円
虎姫時遊館	和室研修室	1 時間	4 0 0 円
	小研修室		2 0 0 円

」

を

「

施設名	区分	使用料（1 時間当たり）
養蚕の館	多目的ホール	7 0 0 円
	研修室	4 0 0 円
	和室	4 0 0 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市立学校の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

塩津小学校	長浜市西浅井町塩津中4 1 番地
永原小学校	長浜市西浅井町大浦1 6 7 番地

」

を

「

西浅井小学校	長浜市西浅井町塩津中3 1 2 番地
--------	--------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。